

品川区

概要版

子ども・子育て計画

平成27年度～平成31年度

品川区子ども・子育て支援事業計画

品川区次世代育成支援対策推進行動計画



品川区

平成27年4月

品川区子ども・子育て計画の策定にあたって

品川区はこれまで平成17年度から次世代育成支援対策推進行動計画を、そして平成22年度から同計画の後期計画を実施し、子育てしやすい地域環境の整備を進めるとともに、子育て関連事業を10年間の計画期間の中で充実してまいりました。

このたび、子ども・子育て支援新制度の施行にともない、保育・教育・子育て支援に関する整備計画である子ども・子育て支援事業計画と一体化し、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする「品川区子ども・子育て計画」を策定いたしました。

区としましては、計画の基本的な考え方である「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市^{まち}“しながわ”」のもと、子育てが家庭で、地域でさらに楽しいと感じていただけるよう、未来を担う子どもたちの育成支援をより一層充実してまいります。

引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平27年4月

品川区長 **濱野 健**

計画の 基本的な 考え方

地域で支えあう 子育て・親育ちの都市^{まち}“しながわ”

子育ての第一義的な責任は親をはじめとする保護者にあるという基本的認識のもと、すべての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画を目指し、区に住むすべての世代の支えあいを基礎として地域全体で子育て・次世代育成に取り組んできました。

1 誰もが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

2 すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育て環境づくり

子育てとは、子どもの成長などを通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向きあえる環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が必要です。

3 区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

地域の子育て環境を整えることで、親が安心して子どもを生み育てることができ、また、子どもは明るくのびのびと成長して地域の一員として自立し、将来この地域社会に貢献することが期待できます。

こうした環境づくりを通して、持続的に地域の活性化と発展を実現し、区民のよりよい暮らしにつなげていけるような都市を目指します。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て計画」を推進するうえでの基本理念を

「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市^{まち}“しながわ”」

と設定します。

第3次次世代育成支援対策推進行動計画

● 基本的な視点

本計画の基本理念の「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”」の実現に向けて、以下に示す5つの基本的な視点から、次世代育成および子ども・子育て支援に関する施策に取り組みます。

保育や幼児教育などの子育て環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実します。

子どもが育つ環境(=子育て環境)は、親にとって便利であっても、子ども自身が快適・幸せでなければ、本来の趣旨と離れてしまいます。保育・教育などの環境を整えるにあたり、「子どもの最善の利益を基本に、子どものためにどのような施策が必要か」という原点を踏まえて施策を展開します。

地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開します。

地域のあらゆる世代が、子ども・子育て、次世代育成支援に参画し、互いに支えあうことによって、地域の子育て力の底上げが実現できます。区が単独で事業を実施するばかりではなく、地域の各世代の参画を得て、区と区民あるいは区民どうしの協働により取り組みます。

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援と乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、事業間の連携を強化します。

妊娠・出産、そして子どもが生まれてからの乳児期・幼児期・学童期・青年期と段階を経て成長していく過程には、切れ目はありません。学校の種別や関わる人々、行政の都合によって支援が断続的になることなく、連続的でスムーズな成長を助ける施策となるように、事業間の連携を強化します。

就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・バランスを推進します。

性別に関係なく、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、雇用者側の取組みにより、区民のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の向上が必要です。区は、そのために必要な環境づくりを支援します。

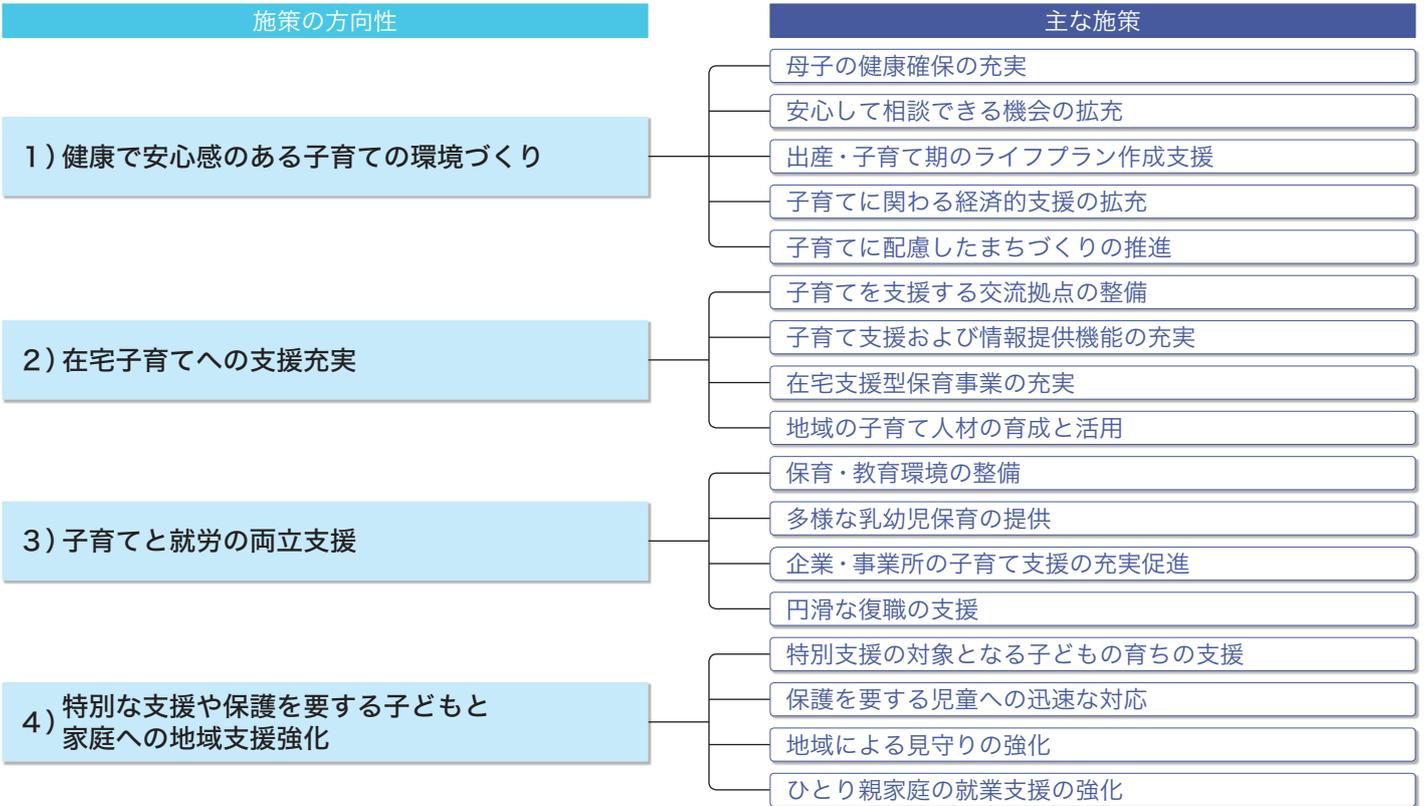
都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援を充実します。

品川区のような都市部においては、少子化の進行、核家族化などから、子育てに関わる体験が少ないまま親になる人の割合が大きくなっています。このような特性を踏まえ、親としての自覚を促し「親育ち」を支援する施策を実施します。

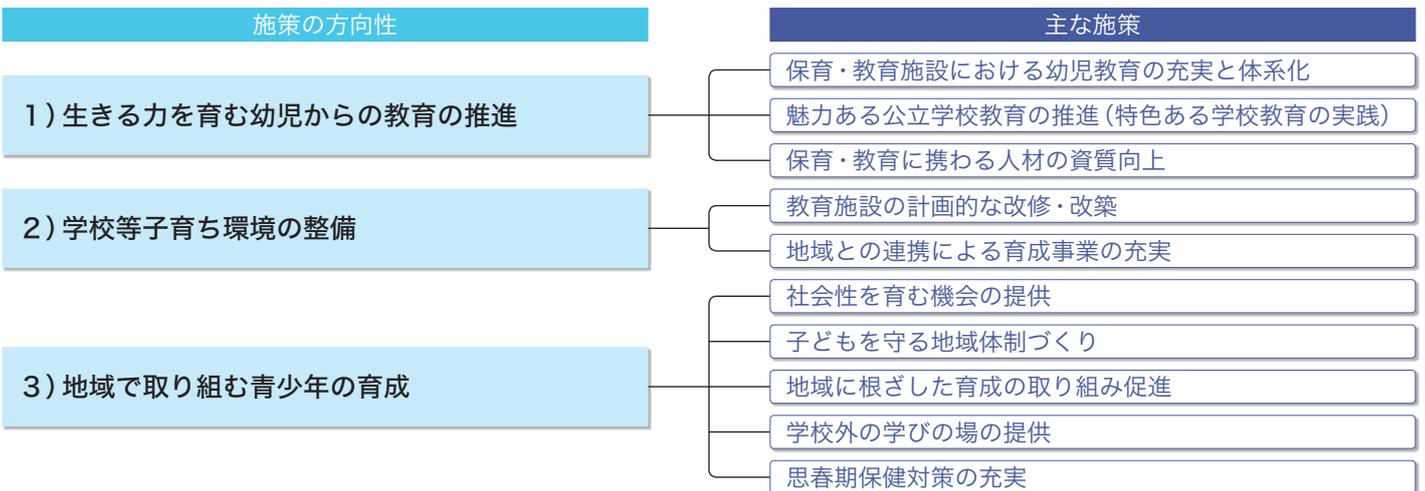


● 施策体系・事業

基本目標 ① だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり



基本目標 ② すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり



基本目標 ③ 区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり



子ども・子育て支援事業計画

● 子ども・子育て支援給付

保育の必要性の認定区分

- 1号認定 (19条1項1号に該当:教育標準時間認定) 3-5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定 (19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定) 3-5歳 保育の必要あり
- 3号認定 (19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定) 0-2歳 保育の必要あり

教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

(人)

認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 (3-5歳・ 教育標準時間認定)	量の見込み①	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
	確保方策 計②	4,215	4,230	4,245	4,260	4,275
	(内訳)					
	施設型給付施設	702	717	732	747	762
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
	②-①	620	505	533	621	769
2号認定 (3-5歳・保育認定)	量の見込み①	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
	確保方策 計②	3,916	4,072	4,228	4,345	4,462
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,794	3,950	4,106	4,223	4,340
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	122	122	122	122	122
	②-①	△911	△930	△756	△543	△245
3号認定 (0-2歳・保育認定)	量の見込み①	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044
	確保方策 計②	4,319	4,508	4,697	4,855	5,013
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,288	3,407	3,526	3,614	3,702
	地域型給付事業	267	337	407	477	547
	新制度対象外施設	764	764	764	764	764
	②-①	△21	359	579	750	969

- ・施設型給付施設 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・地域型給付事業 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・新制度対象外施設 東京都認証保育所、私立幼稚園(私学助成)、就学前乳幼児教育施設(幼児部門)

※今後の人口動向、認可保育園の申込状況などを踏まえ、施設整備を行う必要がある。

● 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、利用者支援に関する事業など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。

主な事業

利用者支援に関する事業

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。

①しながわっこ 子育てかんがるープラン

妊娠中の方から小学校就学前のまでの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

②子育てひろば事業相談

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターで子育て相談を実施しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

すまいるスクール

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTA の協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

①幼稚園における預かり保育

幼稚園では、就労などの理由により保育ができない場合、教育時間外に在園児を対象とした預かり保育を行っています。

②幼稚園以外による一時預かり事業

②- 1 一時保育

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

②- 2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労などの理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時預かりを行っています。

②- 3 緊急一時保育奉仕員

保護者の死亡・失踪・離別などにより緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を保育奉仕員が自宅で預かっています。

病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱などで急に病気になった場合、病院・保育園に付設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室で看護師などが緊急的な対応を行う事業です。

①病児保育

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気なため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的に預かっています。

②病後児保育

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かっています。

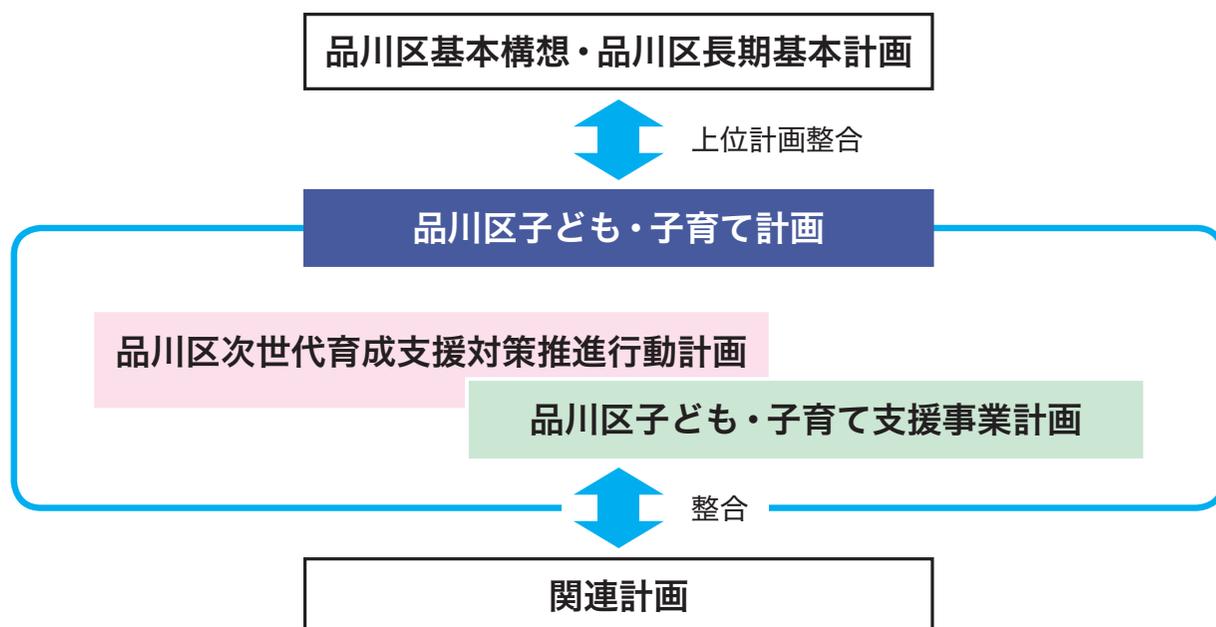
計画策定の概要

計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」に基づき「品川区子ども・子育て支援事業計画」（支援事業計画）を策定します。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」（第3次行動計画）を策定します。継続した行動計画の作成指針を踏まえ、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」を追加しました。

この「支援事業計画」と「行動計画」の両計画を一体化して「品川区子ども・子育て計画」として策定しました。「支援事業計画」は、子ども・子育ておよび次世代育成支援のための全体計画である「行動計画」の施策体系の中の「幼児期の教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」に関わる事業計画と位置付けました。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区障害者計画などの諸計画と整合性を保ち策定しました。



計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を一期として策定します。なお、計画に基づく施策の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても、年度ごとに点検・評価をします。

計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「品川区子ども・子育て会議」の場で内容などの審議を行います。当会議は、区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成しています。また、当会議は行動計画の策定と推進のために設置された「品川区次世代育成支援対策推進協議会」も兼ねています。

計画の推進

計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況(アウトプット)とともに計画全体の成果(アウトカム)の点検・評価が重要です。子ども・子育ておよび次世代育成支援の推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。



本計画に
対する
お問い合わせ

品川区 子ども未来部 子ども育成課

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所

電話:03-5742-6720 / FAX:03-5742-6351

計画本編は品川区ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>